

滋賀県立体育館跡地活用に向けたサウンディング型市場調査業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

滋賀県立体育館跡地活用に向けたサウンディング型市場調査業務

(2) 目的

本業務は、滋賀県立体育館の跡地における市場性などについて把握するため民間事業者にサウンディングを行い跡地活用の方向性を検討するための資料等を作成することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 7 年 12 月 19 日～令和8年3月 31 日

(5) 予定価格

9,922,000円(消費税および地方消費税を含む。)

2. 公募型プロポーザルの実施方法

(1) 公募型プロポーザル参加業者

参加業者の参加資格は次のとおりとする。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- イ 滋賀県財務規則(昭和 51 年滋賀県規則第 56 号)第 195 条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- ウ 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- エ 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和 57 年滋賀県告示第 142 号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

次の種目が希望営業種目に登録されていること。

大分類:役務 中分類:各種調査業務

- ※ なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、下記に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL:077-528-4314

(2) 説明会

説明会は開催しない

(3) 質問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、審査内容に関しない軽微な確認事項を除き、下

記により受け付ける。

① 質問期限

令和 7 年 11 月 26 日(水)17 時まで

② 質問方法

質問書(様式1)に質問内容を記入し、持参、郵送、信書便または電子メールにより下記③へ提出すること。なお、質問書を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

③ 質問送付先

提出先:滋賀県文化スポーツ部スポーツ課施設係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 (県庁新館3階)

メールアドレス:sports@pref.shiga.lg.jp

送信確認用電話番号:077-528-3372

④ 回答方法

質問期限までの間に、随時質問を受けた日から3営業日を目途に質問書の提出のあった者へ電子メールで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

滋賀県 > 県民の方 > 文化・スポーツ > スポーツ

URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/sports/>

(4) 企画提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類等を作成し提出すること。なお、提案は、1者につき1案とする。

I. 提出物

① 企画提案書(様式2)……………正1部、副6部

② 企画提案書別紙…………… 7部

- ・ A4版で作成すること。
- ・ 表紙を作成し、提案者名を記載すること。
- ・ 提案者の名称、ロゴ等を記載しないこと(表紙を除く)。
- ・ 企画提案として、次の項目について記載すること。
 - ア 仕様書に示す業務の遂行に当たっての基本的な方針
 - イ 仕様書に示す業務の遂行に当たっての具体的な手法
 - ウ 仕様書に示す業務の遂行に当たって留意する事項
 - エ 業務実施体制(組織体制、実施責任者、担当者等)
 - オ 業務実施スケジュール

③ 添付書類……………7部

- ア 法人の概要がわかるもの(パンフレット等)
- イ 定款
- ウ 過去3年の事業報告書
- エ 類似業務にかかる受託実績等の説明書

④ 見積書(様式自由・押印不要)……………1部

- ・ 仕様書に掲げる業務について業務着手から事業完了までの全てに要する経費とその内訳、消費税および地方消費税額を明記すること。

⑤ 社会政策面の取組の証明書類(該当する項目のみ)……………各1部

- ア 滋賀県ワークライフバランス推進企業の登録証の写し

- イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定通知書の写し
- ウ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている就業規則の該当箇所の写し等
- エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達されている場合、最新の障害者雇用状況報告書の写し、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合、公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し等または、障害者を雇用している旨の申立書、または「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合、認定書等の写し、または障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合、認定書等の写し
- オ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合、認定書等の写し、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合、認定書等の写し
- カ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていることを証する書類の写し。
 - ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001 に適合している旨の認証
 - ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録
 - ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

II. 提出期限・方法等

- ① 提出期限:令和7年12月5日(金)17時必着(受付時間は土日祝日を除き、平日9時~17時まで)
※ 期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。郵送による場合は提出期限までに到着した者に限り受け付ける。
- ② 提出方法:持参または簡易書留郵便により提出すること。
- ③ 提出先:滋賀県文化スポーツ部スポーツ課施設係
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(県庁新館3階)

3. 審査および契約予定者の決定

(1) 審査方法および契約予定者決定方法

- ・ 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課が設置する審査会(審査委員3名)において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高かった者を当該業務の契約予定者とする。
- ・ 総合点の最上位に同点が生じた場合は、最上位のうち、審査会の長による評価が高いものを採用する。
- ・ また総合点が満点(100点)の5割(50点)に満たない場合は、契約予定者とししない。

(2) 評価項目および評価点

以下の評価項目および評価点により審査を行う。

	評価項目		配点
①	的確性	・ 業務目的や本案件の特性を十分理解しているか。 ・ 実施の手法等は的確で合理的かつ具体性があるか。	20
②	企画力	・ 業務の実施方法等に本案件の課題解決に資する独自の提案があるか。	21
③	実現性	・ 業務の実施体制は十分に整っているか ・ 業務の大部分を第三者に委託していないか ・ 業務の全体スケジュールは適切か	21
④	専門性	・ 類似業務の実績があるか ・ 業務の円滑な実施に必要な専門的知見や情報収集のためのネットワークを有しているか	21
⑤	経済性	・ 経費節減を意識した見積金額か 予定価格の 80%未満の場合は 10 点 予定価格の 80%以上~85%未満で8点 予定価格の 85%以上~90%未満で6点 予定価格の 90%以上~95%未満で4点 予定価格の 95%以上で1点	10
⑥	社会政策	・ 滋賀県内に本店または本社を置いているか	1
		・ 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録を受けているか	1
		・ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
		・ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか	1
		・ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1
		・ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
		・ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録	1

		③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	
合 計 (満 点)			100

(3) 審査結果等

- ・ 審査の結果については全ての参加者に対し速やかに文書で結果を通知する。
- ・ 審査会後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費等について条件を付したり、変更したりする場合がある。
- ・ この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。
- ・ 協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として協議を行うことがある。
- ・ 審査会で契約予定者に選定されなかった参加者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日(県の休日を含まない。)以内に書面(任意の様式)により、スポーツ課に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。説明を求める書面を受け取った日の翌日から起算して5日(県の休日を含まない。)以内に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

4. 無効

次の各号に該当した場合、無効になるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

5. その他

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) プロポーザルに伴って開示した資料(本実施要領、契約書案および仕様書等を含むがこれらに限られない。以下「開示資料」という。)を全て精読の上、必ず全ての内容を理解した上で参加すること。不明点がある場合には、質問等により全て解消した上で参加すること。
- (3) 企画提案書等の提出後、開示書類の内容等についての不知または不明および理解の相違等を理由として異議を申し出ることはいできない。
- (4) 本プロポーザルに関連して、滋賀県が参加者より提出を受ける全ての書類や資料の所有権は滋賀県にあるものとし返却しない。
- (5) 企画提案書等の提出書類を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (6) プロポーザル参加申込書や企画提案書を作成した同一のスタッフが業務終了まで主な担当者として業務を行うこと。
- (7) 委託料の支払いについては、委託業務終了後に精算払いとする。
- (8) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。

6. 問い合わせ先

滋賀県文化スポーツ部スポーツ課施設係 前田

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1

TEL:077-528-3372

E-mail:sports@pref.shiga.lg.jp